

個別避難計画

- 高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難計画の作成が市町村の努力義務となった

対象者

避難行動要支援者

（自力で避難が困難であり
避難を確保するために特に支援を要する方）



作成

市町村の努力義務
（おおむね5年程度で作成）

- 福祉専門職等と連携して計画を作成
- 地域の被害想定や本人の心身状況を踏まえて優先度の高い方から作成
- 本人の同意を得て作成



記載内容

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先

避難支援等が必要な理由

避難支援等を実施する者、避難先 等々

